

白糠町企業活動支援条例を制定しました

町では、地域経済の発展を図り、活力あるまちづくりを推進するため「白糠町企業活動支援条例」を制定し、企業立地の促進と町内企業の生産性を高める活動に対して支援を行います。

課税の免除

種類	対象業種	対象要件		課税免除
地域未来投資促進法関係	承認地域経済牽引事業 (国による課税特例の確認を受けたもの)	固定資産(土地・建物・構築物)の取得価格が1億円超であるもの(農林漁業関連業種については5,000万円超) 【新設・増設のみ】		基準年度から3か年度に限り全額免除
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法関係	・製造業 ・旅館業	資本金の規模	固定資産(土地を除く)の取得価格	
		5,000万円以下	500万円以上	
		5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上 【新設・増設のみ】	
	1億円超	2,000万円以上 【新設・増設のみ】		
	・農林水産物等販売業 ・情報サービス業	5,000万円以下	500万円以上	
5,000万円超		500万円以上 【新設・増設のみ】		

設備投資資金助成

対象業種	対象要件	補助金の額	補助限度額
・製造業 ・旅館業 ・農林水産物等販売業 ・情報サービス業	【新設の場合】 取得した固定資産(土地を除く)の取得価格が5,000万円以上であるもの	新設または増設により取得した固定資産の取得価格の3分の2相当額	1企業当たり 年5,000万円
	【増設の場合】 取得した固定資産(土地を除く)の取得価格が2,000万円以上であるもの		

問合せ先／企画財政課企業誘致係 ☎ 2-2171 (内線233・235)